

緑化施設の種類の種類等		計算式等		備考																				
※ 該当する□にレ印をつけてください。 ※ 「施行規則」は都市緑地法施行規則を指します。		※ 本数、面積の計算式等を記入してください。 ※ 該当する□にレ印をつけてください。		※印を参考にしてください。																				
1	<input type="checkbox"/> <b>【外壁の緑化面積の算定】</b> (施行規則第9条第1号)	緑化している外壁の幅(m) × 高さ(m) (計算式)		※「緑化壁面の幅」に、「緑化壁面の高さ」を乗じて緑化面積を算定します。 ※傾斜した壁面の緑化については、その鉛直投影面積で算定します。																				
2	<input type="checkbox"/> <b>【樹木の緑化面積の算定】</b> (規則第9条第2号イ)  ※「敷地内の樹木」は敷地内(地表面、屋上、駐車場等を含む)の合計を計算してください。  ※通常、樹木の緑化面積算定は、敷地内の樹木算定方法を統一して、①から③のいずれかの方法で面積を算定します。  ※敷地内の樹木ごと、又は敷地内の土壌等の部分ごとにA1からA3を適用する場合は、各緑化施設の部分の水平投影面積の合計を算定してください。	<input type="checkbox"/> <b>A1</b>	①樹木ごとの樹冠の水平投影面積 (計算式)	※樹木を上から見たときの面積で算定します。																				
		<input type="checkbox"/> <b>A2</b>	②樹木の高さに応じて円とみなして算出した円(みなし樹冠)の水平投影面積 樹木の高さに応じて算出する円は、次のとおり。	※樹木の高さに応じて、枝が張るであろうと想定される円の面積を算定します。(現実に枝が張っていない部分も、緑化面積となります。)  ※計算式では、T <sub>4</sub> の樹木1本につき、1㎡の土壌が必要と考え、緑化面積とみなします。  ※偏った樹木配置では、土壌等の部分が広くても、緑化面積として認められません。  ※高さ1m未満の低木で、芝・花壇等と混在し、T <sub>4</sub> に算入困難な場合は、「花壇」とします。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>樹木の高さ</th> <th>円の半径</th> <th>円の面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T<sub>1</sub></td> <td>4m以上</td> <td>2.1m</td> <td>約13.84㎡</td> </tr> <tr> <td>T<sub>2</sub></td> <td>2.5m以上 4m未満</td> <td>1.6m</td> <td>約8.03㎡</td> </tr> <tr> <td>T<sub>3</sub></td> <td>1m以上 2.5m未満</td> <td>1.1m</td> <td>約3.79㎡</td> </tr> <tr> <td>T<sub>4</sub></td> <td>1m未満</td> <td colspan="2">使用しません。</td> </tr> </tbody> </table>			樹木の高さ	円の半径	円の面積	T <sub>1</sub>	4m以上	2.1m	約13.84㎡	T <sub>2</sub>	2.5m以上 4m未満	1.6m	約8.03㎡	T <sub>3</sub>	1m以上 2.5m未満	1.1m	約3.79㎡	T <sub>4</sub>	1m未満	使用しません。		
			樹木の高さ	円の半径	円の面積																			
T <sub>1</sub>	4m以上	2.1m	約13.84㎡																					
T <sub>2</sub>	2.5m以上 4m未満	1.6m	約8.03㎡																					
T <sub>3</sub>	1m以上 2.5m未満	1.1m	約3.79㎡																					
T <sub>4</sub>	1m未満	使用しません。																						
<input type="checkbox"/> <b>A3</b>	③樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が覆われている部分の水平投影面積 次の(i)、(ii)の条件に該当するものの面積。	(i) 当該土壌等の部分に植えられている樹木の本数が、次の式を満たすこと。  $A3 \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4 \quad (\text{m}^2)$ A3: 土壌等の部分の緑化とみなす面積(㎡) T <sub>1</sub> : 高さが4m以上の樹木の本数 T <sub>2</sub> : 高さが2.5m以上4m未満の樹木の本数 T <sub>3</sub> : 高さが1m以上2.5m未満の樹木の本数 T <sub>4</sub> : 高さが1m未満の樹木の本数  (ii) (i)の樹木が土壌等の部分に応じて適切な配置で植えられていること。 (計算式)																						
<input type="checkbox"/> <b>A4</b>	他の樹木の樹冠と重なる部分の水平投影面積	※複数の樹木の樹冠が重なる場合は、重複する部分を控除して算定する必要があります。 ※別紙「重なり面積算定」を参考にしてください。																						

(緑化施設算定内訳 計算シート)

<p>3 <input type="checkbox"/></p>	<p><b>【芝等の緑化面積の算定】</b> (規則第9条第2号ロ)</p>	<p>※算出書の「芝その他の地被植物」の欄へ記入します。 (計算式)</p>	<p>※芝その他の地被植物については、表面が覆われている部分の水平投影面積で算定します。 ※他の施設の水平投影面積として算定した部分と、重複算定できません。 ※植物の成長時を予定した面積ではなく、植栽時の植栽面積で算定します。</p>
<p>4 <input type="checkbox"/></p>	<p><b>【花壇等の緑化面積の算定】</b> (規則第9条第2号ハ)</p>	<p>※算出書の「花壇その他これらに類するもの」欄へ記入します。 (計算式)</p>	<p>※花壇その他これらに類するものについては、表面が覆われている部分の水平投影面積で算定します。 ※他の施設の水平投影面積として算定した部分と、重複算定できません。 ※植物の成長時を予定した面積ではなく、植栽時の植栽面積で算定します。</p>
<p>5 <input type="checkbox"/></p>	<p><b>【水流、池等の緑化面積の算定】</b> (規則第9条第2号ニ)</p>	<p>※算出書の「水流、池その他これらに類するもの」欄へ記入します。 (計算式)</p>	<p>※水流、池その他これらに類するものについては、その存する部分の水平投影面積で算定します。 ※他の施設の水平投影面積として算定した部分と、重複して算定できません。 ※単なる水路ではなく、樹木・植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限り緑化面積に算定できます</p>
<p>6 <input type="checkbox"/></p>	<p><b>【園路・土留等の緑化面積の算定】</b> (規則第9条第2号ホ)</p>	<p>※算出書の「園路等」欄へ記入します。 (計算式)</p>	<p>※施行規則の「イ」から「ニ」までの施設の合計面積の1/4を上限として、緑化面積に算定可能です。 ※園路・土留等のイメージも、芝等の場合と同じです。</p>
<p>備 考</p>		<p>※その他、ご自由にお使いください。(計算式等)</p>	